三豊市スポーツ協会加盟団体補助金交付要綱

　（目　的）

第　１条　この要綱は、市民体育の振興のため、三豊市スポーツ協会加盟団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めることにより、もって市民の心身の健全な発達、健康増進、体力・競技力の向上を推進することを目的とする。

　（補助対象団体）

第　２条　補助金の交付の対象となる団体は、三豊市スポーツ協会会則（以下「会則」という。）第５条に規定されている加盟団体で、負担金を納入した加盟団体とする。

 ２　前項に規定する団体であっても、次に掲げるいずれかに該当する場合は、補助対象団体としない。

　（１）　補助効果の認められないもの

　（２）　団体自体の収入で賄（まかな）うべきものと認められるもの

　（３）　事業活動が不活発であって、単に運営費を補助するにすぎないと認められるもの

　（補助対象事業）

第　３条　補助金の交付の対象となる事業は、加盟団体が行う次に掲げる事業とする。

　（１）　スポーツの普及・奨励

　（２）　各種スポーツ大会・教室の開催

　（３）　選手の競技力の向上

　（４）　指導者の育成及び資質の向上

　（５）　加盟団体の育成強化発展

　（６）　その他目的達成のため必要と認める事業

　２　補助対象事業の実施期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

　（補助対象経費）

第　４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費とする。

　２　前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

　（１）　飲食費（食事、弁当代、懇親会費等）

　（２）　交際費・慶弔費

　（３）　研修費（慰労会的な研修費及び成果報告の無い研修費）

　（４）　参加賞の購入経費

　（５）　領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費

　（６）　補助事業の直接関係の無い経費

　（７）　前号に掲げるもののほか、会長が社会通念上適切でないと認めた経費

　（補助金の額）

第　５条　補助金の額は、加盟団体の事業活動の状況を把握し、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

　（交付の申請）

第　６条　補助金の交付を申請する加盟団体は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、指定する日までに会長に提出しなければならない。

　（１）　事業計画書（様式第２号）

　（２）　収支予算書（様式第３号）

　（３）　その他会長が必要と認める書類

　（交付の決定）

第　７条　会長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

　（決定の通知）

第　８条　会長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第４号）により、その決定内容及びこれに付する条件、指示を申請加盟団体に通知するものとする。

　（事業実績報告）

第　９条　申請加盟団体は、補助事業実施期間終了後１５日以内に補助事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

　（１）　事業報告書（様式第６号）

　（２）　収支決算書（様式第７号）

　（３）　会計監査報告書

　（４）　その他会長が必要と認める書類

　（決定の変更または取消し及び返還）

　第１０条　会長は、補助金を受けた加盟団体が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を変更し、または取り消すとともに、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

　（１）　この要綱及び関係法令等に違反したとき。

　（２）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　（３）　補助金を他の用途に流用したとき。

　（４）　適正に会計が行われていないとき。

　（５）　理由無しに事業が実施されないとき、または著しく減少したとき。

　（６）　その他不正があったとき。

　（書類の整備及び検査）

第１１条　申請加盟団体は、事業活動の実施及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備し、補助活動の終了した日の属する年度の終了後５年間は保存しなければならない。

　２　会長は、必要があると認めるときは、前項の書類を提出させることができる。

　３　申請加盟団体は、三豊市スポーツ協会監事から要求があるときはいつでも監査を受けなければならない。

　　　　附　則

　　１　この要綱は、平成２１年５月２１日から施行し、平成２１年度補助事業から適用する。

　　２　三豊市体育協会加盟団体に対する補助金交付要綱は、廃止する。

　　　　附　則

　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。